

議事日程(第4号)

令和2年12月14日 午前10時00分開議

追加1 日程第1 事件の訂正(議案第98号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について)

日程第1 議案第96号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

日程第2 議案第97号 町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託について

日程第3 議案第98号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について

日程第4 議案第99号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第100号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第101号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第102号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第103号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第104号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第10 議案第105号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)

日程第11 議案第106号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第107号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第108号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第109号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

追加1 日程第1 事件の訂正(議案第98号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について)

日程第1 議案第96号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

- 日程第2 議案第97号 町営基幹水利施設管理事業（国営尾鈴地区）の事務の委託について
- 日程第3 議案第98号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第4 議案第99号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第100号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第101号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第102号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第103号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第104号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第105号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第11 議案第106号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第107号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第108号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第109号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。

令和2年12月10日、町長より議長に対し、令和2年第4回高鍋町議会定例会付議事件の訂正許可の請求がありましたので、12月11日、一般質問終了後の午後3時45分より第3会議室におきまして、議会運営委員2人欠席ほか全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び総務課長の2名、議会事務局より日程説明のため事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

事件名は、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について、道路幅員に誤った記載があり、新規認定一覧表の路線番号773宮越東（2）線の道路幅員の訂正を行いたいとの説明があり、質疑を求めましたが質疑もなく、この1件を日程に追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、ここに御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 本日の議事日程につきまして、只今報告がありましたとおり、事件の訂正を日程に追加し、追加1日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正を日程に追加し、追加1日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加1日程第1. 事件の訂正

○議長（緒方 直樹） 追加1日程第1、事件の訂正、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてを議題といたします。

訂正の理由を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についての訂正理由を申し上げます。

今回の訂正は、議案第98号において、町道認定路線の変更及び町道路線の認定について提案させていただいたところですが、新規認定一覧表において道路の幅員に誤った記載があり、訂正を行いたいのので高鍋町議会会議規則第20条の規定により議会の許可を求めるところでございます。

以上、事件を訂正したいので御許可賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 次に、訂正箇所の詳細説明を求めます。建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についての訂正理由の詳細説明を申し上げます。

議案第98号の2項目めの2ページ目の下の表、新規日程一覧表において、認定路線の2段目にあります路線番号773号宮越東2線の道路幅員を3.2メートルから3.6メートルと記載しておりましたが、本来は3.9メートルから4メートルと記載しておくべきもので、誤った記載となっていました。誠に申し訳ありませんでした。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） お諮りいたします。只今議題となっております事件の訂正につきまして、訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定については、訂正を許可することに決定いたしました。

日程第1. 議案第96号

日程第2. 議案第97号

日程第3. 議案第98号

日程第4. 議案第99号

日程第5. 議案第100号

日程第6. 議案第101号

日程第7. 議案第102号

日程第8. 議案第103号

日程第9. 議案第104号

日程第10. 議案第105号

日程第11. 議案第106号

日程第12. 議案第107号

日程第13. 議案第108号

日程第14. 議案第109号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、日程第14、議案第109号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上14件について、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団を加える理由、根拠は何でしょうか。

また、このことによる負担金割合はどうなっているのでしょうか。

また、ほかの一部事務組合はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） お答えいたします。まず、企業団を加える根拠についてでございますが、国におきましては情報公開・個人情報保護審査会設置法に基づき、同審査会が設置されておりますが、地方公共団体におきましてもそれにならい、個人情報の開示等の請求に対する決定に不服の申立てがあった場合の諮問機関として同審査会を設置しているところでございます。

本審査会は、同事務を広域で行うため、平成26年から共同設置しておりますが、このたび同企業団から情報公開及び個人情報保護の適正な運営を図ることを目的に加入を認めるよう依頼があったことから、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、負担金割合についてでございますが、当該企業団は構成市町村が設置した一部事務組合でございますので、負担金については徴収しないとのことでございます。

3点目、ほかの一部事務組合についてはということでございますが、東児湯消防組合につきましても負担金については徴収しておりません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第97号町営基幹水利施設管理事業（国営尾鈴地区）の事務の委託について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 切原ダム利用についての運用を任せるといふことなのかどうか、確認したいと思います。

尾鈴畑地かんがい事業区域の総面積及び水量確保はどうなっているのかお伺いします。
事務量及び委託料の算定根拠はどうなっているのでしょうか。

また、第2条中にある補助金の交付申請及び受領とありますが、どのような補助制度があるのか分かっていたらお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） お答えいたします。切原ダムに代表されます基幹水利施設の運用管理についてでございますが、別添の事務の委託に関する規約案の第2条第1項第1号から第3号にございます項目に関する事務につきまして、川南町に委託するものでございます。

また、尾鈴の総面積でございますが、3町の受益面積合計1,577ヘクタールでございます。ちなみに、各町の受益でございますけれども、高鍋町が190ヘクタール、川南町が1,340ヘクタール、都農町が47ヘクタールというふうになっております。

尾鈴の水量確保でございますけれども、新設の切原ダムの総貯水量が200万立方メートル、既設改修であります青鹿ダムの総貯水量が90万立方メートルというふうになっておりまして、十分な貯水量が確保されております。

次に、事務量の算定でございますが、これは管理に要する事業量とお考えいただきたいと思っております。年間の施設の適正管理に必要な点検整備、保守点検、電気設備点検、制御設備点検、観測設備点検がそれらにあたります。次に、施設の日常管理、これは保安警備になります。構内の周辺整備、専ら除草作業ということになります。また、建物の整備、これは浄化槽の点検でございますとか消防設備の点検といったものから成り立っており、それぞれの業務内容を事務量として積み上げているものでございます。

委託料の算定根拠でございますけれども、只今お答えいたしました適正管理に要する費用ということになります。さらに、施設運営のために必要な基本電力量及び使用電力量がこれに加わります。その施設管理に要する管理費の総額から、国・県の補助金を除いた額を3町の受益面積で案分して算定いたします。

ちなみに、国・県の補助につきましては、国が30%、県が30%となっておりまして、残り40%を3町で案分するというふうになっております。

また、どのような補助事業があるのかというお尋ねでございます。国の補助事業の名前でございます。補助事業名称は、基幹水利施設管理事業（尾鈴地区）という名称になります。

補助事業につきましては、先ほど申し上げました内容の管理事業と、農業ダムの洪水調節機能の発揮に係る経費の補助でございます、洪水調節機能強化緊急対応事業の2つから構成されております。

県の補助でございますけれども、この基幹水利施設管理事業（尾鈴地区）に対して、その総額の30%を補助するというものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町道路線認定の基準はあるのかお伺いしたいと思います。

中須ノ二については、どちらも行き止まりなのではないか。

ゲリラ豪雨時の出水に関しての対応策は考えているのかお伺いします。

宮越東道路幅員についての考え方はどうなっているのか。やはり、この資料をもらいましたけれども、この資料の中にあるように、大変道路幅員が狭いところもあるようです。

そういうことから考えたときに、やはり建築確認申請を出す折には、しっかりとした幅員が確保されなければならないと思っておりますが、それはどうでしょうか。町道路線を造れば、そこには必ず幅員拡張及び整備が要望されて、予算を出さなければなりません、その対応についてはどうしていきたいと考えているのか。また、できれば予算金額、これについては委員会に質疑をしても構わないんですが、そういうところをちゃんと委員会で審査していただけるものは思っておりますけれども、一応その対応についてはどうするかということまで聞きたいと思えます。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） お答えいたします。町道の基準につきましては、基本的な部分で申し上げますと幅員が4メートル以上と道路が行き止まりではない、ほかの道路と接続をされているという形の基準を基本的な線として認定基準としております。

あと、中須ノ二の部分の町道の変更につきましては、行き止まりとなるんですけども、この路線につきましては国が宮越樋管に設置する排水ポンプの工事に合わせて大池久保地区への雨水の流入を防ぐために町道の変更を行い、国の補助を受けて町道を整備するものです。そのために、町道として認定の変更を行っております。

また、宮越東2線の幅員の確保についてですけども、現状これ3.9から4メートルと記載させていただいておりますけれども、入り口部分が若干数メートルの間3.9メートルで、建築確認等の質問もありましたけども、これにつきましては建築主事のほうと現地で協議を行いまして、特に構造物がないので建築基準上は問題ないかなという判断を受けまして、町道認定をするものでございます。

また、ほかの路線においても4メートルないところについては、できれば寄附採納とかそういう対応をお願いをしたいところではございますけれども、諸事情により寄附ができない路線等もあるかと思えますので、その部分については臨機応変に町のほうで所有者の方と御相談申し上げて4メートルの確保をして進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第99号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 防疫、消毒作業とあるんですけども、この前保健所でのPCR検査応援などもありましたが、これは対象となるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 手当の支給につきましては、国・県の取扱いに準じて行うこととしておりますが、県——保健所の取扱いといたしましては検体の採取や陽性者と直接接触があった場合に手当が支給されており、今回、本町保健師が従事した業務につきましては、接触等を伴わない執務室での事務等であったため、手当の支給はしていません。

今回、手当の支給を想定している業務といたしましては、新型コロナウイルス感染症の軽症者の宿泊療養施設に宮崎市のひまわり荘とともに指定をされております宮崎ライオンズホテルでの食事の配付、ごみの回収、消毒作業等の業務でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、答弁がありましたけれども、自治体職員でこれを行うということですが、それは問題はないだろうとは思いますが、最善の注意を払って行っておられるとは思いますが、これは県のほうから自治体職員を何名出してほしいという要請が来ているのかどうか、そこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 今回のライオンズホテルでの運営についてでございますが、県のほうからの派遣要請に基づくものでございます。

なお、事前に研修を受けていただいてその業務に臨むということで対応しております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第100号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第101号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 商業者、農業者について、どちらもこれは対象となるのかどうかお伺いします。

また、企業立地症例補助や持続化給付金取得者に関しての税負担はどのようなのでしょうか。公平性を期するための施策はどのようにしていくのかお伺いします。

このことによって、高鍋町税収減に関して国からの支援策はあるのかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域経済牽引事業の対象についてでございますが、本事業を実施するにあたってはあらかじめ申請事業者において作成します地域経済牽引事業計画について県知事の承認を受ける必要がありますが、その承認にあたりましては宮崎県基本計画に沿った地域経済牽引事業計画であれば、商業、農業などといった業種によりまして対象を限定されるものではございません。

次に、申請事業者が企業立地補助金や持続化給付金などを受けている場合についても、本制度により課税免除を受けることとなるのかという御趣旨の御質疑だと思いますが、本条例で定めます固定資産税の課税免除と企業立地補助金や持続化給付金とはそれぞれの制度の目的や対象者などが異なるものではございますが、仮に当該補助金の交付や給付金の給付を受けた事業者が計画を申請し、その事業計画が県知事の承認を受けた場合には本条例による固定資産税の課税免除を受けるということもございます。

次に、公平性についての御質疑でございますが、先ほども申し上げましたとおり、事業を実施するにあたりましては、まず事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県知事の承認を受ける必要がございますので、県によります事業計画の審査の過程におきまして公平性や公益性などについても判断されるものと考えております。

また、固定資産税を課さなかった場合の減収分につきましては、地域未来投資促進法の規定によりまして、固定資産税の課税免除に伴う減収補填の措置がなされることとなっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第102号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 現状実態はどうあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） お答えいたします。居宅介護支援事業所における実態についてでございますが、本町には居宅介護支援事業所が8か所ございます。全ての事業所

の管理者は主任介護支援専門員でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第103号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 具体的には、どのような事例が示されるのかお伺いしたいと思います。

また、善意と悪意との判断基準については、どのように、誰がどこで判断するのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 本条例の具体的な適用事例につきましては、法律の施行から日が浅いため確認はできませんでしたが、一般的に当該損害賠償の要因となった町長等の予算等の執行が議会での予算案等の審議、可決等、通常取るべき手続を得ている場合にはこの要件に該当するものと考えられます。

本条例により、賠償命令後に自動的に一部免責が適用されますが、賠償命令の判決文等により、詐欺等個人的な利得のため故意に違法行為を行ったと認められるときは、一部免責は適用されないと考えられます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 委員会が違うので1点だけ質疑させていただきます。ページ数で言うと37ページです。

37ページの歳出のほうの、ちょっと細くなるんですが、教育費、小学校費の中の教育振興費の中に修学旅行中止に伴うキャンセル料の補助金が上がっております。これについては、例えば小学校ですから、東小は何か修学旅行は終わったというふうに聞いておりますので西小だろうと思いますが、この旅行の予定はいつなのか。また、これを実行するのか、しないのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） まず、西小学校の旅行の予定ですけれども、令和3年の1月28日と29日が予定となっております。

また、その実行するかしないかというのは、一応修学旅行の実施1週間前をめどにその感染状況等を考慮して判断したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） よく分かりました。それで、このキャンセル料ということで、これはもう、コロナに伴うものだと考えますが、このキャンセル料の中身について、できれば委員会審査できませんのでちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 一応、この補助事業は高鍋町修学旅行中止または延期に伴うキャンセル料補助金交付要綱に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で小中学校の修学旅行が中止または延期となった場合に生じるキャンセル料を補助することによって保護者の負担軽減を図るものでございます。

中身ですけれども、一応、西小学校のほうが児童1人当たりの旅行代金が2万2,335円でありまして、それを一番最悪のケースで考えて、当日キャンセルした場合、これが100%になりますので1人当たり2万2,335円のキャンセル料が生じることになります。一応、今のところ参加児童数を80名ということで聞いていますので、それを先ほどの2万2,335円を掛けますと178万6,800円ということでありまして、その金額を今回補正予算として計上しているものでございます。

一応、本当は児童1人当たりの実際の旅行代金は、今のコロナ関係で各種割引があって、実際は先ほどの2万2,335円よりかなり安いんですけれども、キャンセルになるとこういった割引が一切適用されなくなりますので、割引前の金額でキャンセル料を算定しているということになっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 歳入の項目の詳細についてですが、今回も歳出の新型コロナウイルス感染症対策費として1,985万1,000円がふるさとづくり基金より一般会計へ繰り入れられております。

補正予算（第1号）から合計すると3億5,000万円を超えましたが、ふるさとづくり基金からの繰入れは一時的なもので、決算時には基金に全額戻るとお聞きしておりますが、そういう認識でよろしかったでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） ふるさとづくり基金についてでございますが、同基金を一般会計に繰り入れ、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として充当しているところでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額が確定い

たしました段階で財源を振り替え、基金に積み戻すこととしております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策事業の予算総額は、同交付金の交付限度額を超えていることなどから、全額を積み戻すことはできないというふうに考えているところです。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 私は、ふるさとづくり基金は明確に用途が決まった目的基金で、目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り使うことができるものだと考えます。

また、高鍋町ふるさとづくり基金条例には、ふるさとづくり基金は本町の活性化を図り、明るく住みよい豊かなふるさとづくりを推進するために処分することができる」と規定をされております。

私は、今回までの一連の基金の使用は、目的外の基金にあたる可能性もありますし、使用に際し、過大解釈をしてしまうと財政規律は崩れ、今後何でもありになりかねない前例にもなると思います。

コロナウイルス対策費というのは、今起きていることへの対応であって営繕や経常的と解釈できるような支出には、ふるさとづくり基金は使うべきではないと思います。

本来であれば、補正予算（第1号）のときに質疑をするべきでしたが、私はコロナウイルス対策費には財政調整基金を使用して対応すべきだと考えますが、町としてはどのように解釈をしているのかお聞きします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 新型コロナウイルス感染症対策事業は、ふるさとづくり基金の処分要件には合致しないのではないかという御指摘についてでございますが、町といたしましてはコロナ禍の状況を起点とすれば町民の皆様の健康への不安、経済活動の縮小、活気の消失などを払拭すると同時に、新しい生活様式を定着させるために必要な事業を進めていることは、すなわち町の活性化を図り、明るく住みよい豊かなふるさとづくりを推進することというふるさとづくり基金の目的に合致をしていることから、同基金の処分は財政規律に沿った適正な判断であると認識をしております。

なお、財政調整基金を繰り入れなかった理由につきましては、財政調整基金の処分目的でございます自然災害や不測の財源不足の解消に備えることが必要であることから、財政調整基金を繰り入れなかったことでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 債務負担行為の限度額の算定基準についてお伺いします。

国県からのコロナ対策に関する歳入はあるのかどうか。

歳出には幾つかあるので、委託料及び工事費、備品購入費などがたくさんあるにもかかわらず、歳入が先ほどの古川議員の質疑に対して多分入ってくるんだろうなというふうな思いはありますけれども、大体どれぐらい入ってくるのかも分かりませんので、入ってく

るのかどうかだけは確認させていただきたいと思います。

財政調整基金を取り崩す根拠は何か、お伺いします。

それから、総務管理費でアスベスト調査があるんですけども、既に全施設の調査は従前に終了していたと私は考えるんですけども、どうなっているのかお伺いします。

定期監査報告で、後継者親元就農補助金が、平成30年度、令和元年度、2か年にわたり補助されております。今回、100万円提案されているんですけども、どのような基準で、1人当たりの補助及び人数をお示し願いたいと思います。

スポーツ合宿補助金が提案されておりますけれども、できることを前提にということだろうと思います。電話などでの小まめな対応はしてきているのかどうか確認させてください。

町道路線では、先ほども申し上げましたけれども、地域からの要望及び住民からの要望などをどのように対応してきているのかお伺いします。

また、公有財産購入費がありますけれども、対象物件はどこで、寄附採納はお願いできなかったのか、マイナスはどのような要因なのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課関係部分についてお答えをいたします。

まず、債務負担行為についてでございますが、これまでの実績や事業者様からの見積りに基づき、限度額を算定をしたところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業に関する歳入についてでございますが、今回の補正予算におきましては、主にふるさとづくり基金を一般会計に繰り入れ、それを財源に事業を着手することとしております。これらの事業につきましては、最終的には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することといたしておりますが、当該交付金の額がまだ確定しておりませんので確定次第財源を振り替えることとしております。

次に、財政調整基金についてでございますが、厳しい財政状況の中、また今後新型コロナウイルス感染症対策として措置すべき予算額が不確定な中でありましたので、より厳しい査定を重ねてまいりましたが、結果的に歳出予算に対し歳入予算が不足しましたことから、やむを得ず当該不足分につきまして財政調整基金を一般会計に繰り入れることにより対応することとしたものでございます。

次に、庁舎第2別館のアスベスト調査についてでございますが、これまでの調査は明らかにアスベストが含まれている可能性が高い箇所を対象として実施をしてきたところでございますが、今回、補正予算に計上させていただいておりますアスベスト調査につきましては、建物を解体することを前提としているため、一般的に発塵性が高いと言われる石綿含有吹き付け材などだけではなく、床材や屋根材、壁材など詳細に調査をすることといたしております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課関係部分についてお答えをいたします。

農業後継者親元就農補助金に関してのお尋ねの部分でございます。

本事業につきましては、親元で就農いたします新規就農者の経営安定対策としまして補助を行っているものでございます。平成30年度までは町単独の事業としまして、1人当たり月額5万円、年額にしますと60万円を上限といたしまして2か年分の補助を行ってまいりましたところでございます。

平成31年4月より、県の新規事業といたしまして農業人材投資事業という事業が新設されましたことから、農業政策課では従前ございました産業後継者親元就業支援補助金から農業後継者親元就農支援事業補助金に名称を変更いたしまして、補助の内容を県の条件に合わせまして、1人当たり年100万円の1回のみ支払いに変更したところでございます。

今回の補正予算は、親元で就農された方が1名おられましたので、その1名分の100万円を今回計上させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） スポーツ合宿補助金に関する御質疑についてお答えさせていただきます。

春季スポーツキャンプにつきましては、御指摘をいただいておりますように、今後の新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、現時点では実施できることを前提といたしまして各キャンプチームや関係団体及び宿泊施設等とも連絡を取り合いながらスケジュール等の最終調整を行っているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 町道路線についての御質疑の部分ですけれども、町道の修繕等については、現地を確認しまして職員で対応するか、業者に依頼し対応するかどちらかでスムーズな対応を心がけているところでございます。

また、町道改良等の要望につきましては、公民館長名で要望書の提出をお願いし、年次的に改良を行っているところでございます。

また今回、公有財産購入費につきまして減額がございましたが、これにつきましては社会資本整備総合交付金事業で道路改良事業を進めております東光寺・鬼ヶ久保線において、補償補填へ賠償金を計上しておりましたけれども、補償工事で対応が可能となりましたので、その予算を公有財産購入費に組み替えて、道路用地となる土地を購入し、事業の進捗を図るものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 国・県からのコロナ対策に関する歳入について、小中学

校関係部分についてお答えいたします。

国の補助金であります学習保障支援に係る学校保健特別対策事業費275万円を歳入として計上しております。こちらは、教室等における3密対策を取りながら授業を実施していくために必要となる備品や消耗品の購入、学校施設の修繕などを行う事業に対する補助金でありまして、補助率は2分の1でございます。

この事業につきましては、一度9月に補正予算を計上していたんですけども、その後宮崎県のほうがこの補助事業の加算地域に指定されまして、追加配分が行われることになりましたので、今回追加して補正するものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私が気になったのは、さっき古川議員のほうからも質疑がありましたけれども、ふるさとづくり基金と財政調整基金を今の時点で何で入れるのかなというのがちょっと気になった部分なんです。というのは、コロナ対策に関する歳入というのが一体幾らあるか分からないという状況があるのではないか。見積りをしていても見積りどおりうまく行くのかというのが非常に気になる場所なんです。

だから、一旦、家計簿であればその家の判断で、これを定期預金から出しておこうとか、普通預金から出しておこうとか、いろいろあると思うんです。ところが、これは自治体の財政です。自治体の財政の中でこれから出しておこうなんていう財政はどこにもないんです。ちゃんとそこには決まりがあって、しっかりと裏づけがないとやっぱり出せない。最大限、まあいいでしょうということになったとしても、国・県からのコロナに関する歳入が一体どれくらいあるのか。まだ、未知数の部分があるわけです。これが、だからこちらが提出した部分が全て100%以上下りてくるのかということになってくると、非常に今の国の財政状況の中では非常に厳しい部分も出てくるんじゃないかと予想されるんです。

だから、むやみやたらにやっぱり、ふるさとづくり基金からとか基金があるからこれを使えばいいということではなくて、それは法的にもきちんとクリアしておかなければならないし、そして同時に法的にクリアすると同時に、やはりコロナ禍がいつ収まるか、どうなるかがまだ私たちの中には見えていない。

これから、ワクチン接種も始まる可能性もあります。国がどういう方針を出すかもまだ分からない。こういった状況で、高鍋は1回クラスターが起きましたけれども、その後は陽性者は1人か2人か出ている状況で、大丈夫だろうとは思いますが、今朝も毎日のように、もうマスコミではコロナ、コロナで本当に毎日どれくらいPCR検査をして陽性者が出ているのか。もう、東京には絶対行くなとか、東京から来た人を受け入れるなとか、もうそういうことを毎日毎日マスコミでは繰り返し言っているわけです。

そんな中で、やはりこの地方自治体にあっては、どうそのコロナから守っていくのか。その中でやはりこの財政調整基金、及びもう本当にいざというときにはどうしても使わなければならないというお金です。だから、どこからでも持ってこなきゃならない。安直

に持ってくることはできないというふうに私は思っているんです。

だからこそ、やはり私、前から申し上げているように、基金は十分に積み立てておくことということもきちんと申し上げてきたと思うんです。

しかし、私、今回のふるさとづくりから持ってくる基金、そして財政調整基金を取り崩す。何なんだろう。意味が、ちょっと私は理解できない。私の中では理解できないという状況なんです。

だから、これが全部ふるさとづくり基金の中に、返ってきたら全部歳入にまた入れますと、これ、振り替えますというふうに答弁がありました。だけど、それがいつ入ってくるのか。大丈夫なのか。要するに、国がちゃんと約束している約束手形じゃないのかというふうに、ちょっと非常に心配している部分があるんです。

全国の自治体が同じ気持ちだと思います。本当にこのお金、来るんだろうかという思いがあって、北海道のある町では、だから今日もマスクの話が出ていました。不織布でないと認めないと、もう布もいろんなのも認めないということで決めた自治体もあるぐらいなんです。それぐらいみんなびりびりしている状況があるんです。

だから、それから考えたときには、この国・県からのコロナ対策に関する歳入が本当にあるのかどうかということをきちんと答えていただかないと、私、非常に不安ですがいかがでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、3億6,614万3,000円の承認を受けているところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第106号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 税制改正に伴うシステム改修がありますけれども、どのようになるのか。

また、これはコロナ関係ではどうなるのかお伺いします。

療養費が全体的に少ないと考えますがどうなんでしょうか。お伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） お答えいたします。税制改正に係るシステム改修の件ですけど、これは新型コロナウイルスとの関係はございません。

税制改正に係るシステム改修につきましては、例えば基礎控除の基準額が33万円から43万円になることなど、国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法に変更が生じることから、システムを改修するものでございます。

療養費が全体的に少ないということですが、被保険者数の減少もございまして、今

年度に限りましては新型コロナウイルス感染を恐れて受診控えによりまして全体的に減少しているものと考えられます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第107号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 円滑運営金とはどのような内容なのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 円滑運営金とございますけど、これは正式に言いますと、高齢者医療制度の円滑かつ健全な運営に資することを目的に、国から交付された補助金の名称でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第108号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 汚水管渠敷設工事についてはどこを工事するのか。何のために工事するのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 今回の工事請負費の増額についてでございますが、宅地造成等に伴いまして、今年度中に公共ますの設置の要望が数件寄せられているため行うものでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。（発言する者あり）失礼いたしました。

次に、議案第109号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 債務負担行為の算定基礎は何でしょうか。

また、いきいき百歳体操には専門家を派遣する委託事業はないのか。また、専門家を養成する委託事業はないのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 今回の債務負担行為の額は、実績見込みによって計上させていただきます。

次に、いきいき百歳体操の専門家派遣についてでございますけど、現在、地域介護予防

活動支援事業にて希望される地区に専門家を派遣しておりますが、これにつきましては委託事業ではなく謝礼によって行っております。

議員のおっしゃいます専門家養成につきましては、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第96号から議案第101号まで、議案第103号から議案第105号までの9件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号から議案第101号まで、議案第103号から議案第105号までの9件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第102号及び議案第106号から議案第109号までに5件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号及び議案第106号から議案第109号までに5件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

先ほどの特別会計予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長に後藤正弘議員、同副委員長に古川誠議員がそれぞれ互選されました。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日は散会いたします。

午前10時55分散会
